四二	四三	四四	四五
仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をした者の間における民事に関する手続（当事者が仲裁合意に基づき仲裁手続において仲裁判断がされた後に、当該仲裁判断について、仲裁法第四十五条第二項の規定により裁判所に申立てをするものを除く。）の申立人として	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条第一項又は第四十一条第一項、第五十三条第一項、第八十五条第二項、第百二十七条第一項又は第百二十九条第一項の規定による参加（これらの規定を同法第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の申出（申立人として参加するものを除く。）に掲げる参加の場合に限る。）	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）第三条第二項に規定する特定適格消費者団体が同法第二条第十一項に規定する対象債権について	イ　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第一章第二節の規定による弁護士の許可を求める申立て（訴訟引受けの申立てを除く。） (イ)　民事訴訟法第二編第一章第二節の規定による弁護士の許可を求める申立て（訴訟引受けの申立てを除く。） (ロ)　非訟事件手続法第四十条第一項又は第四十一条第一項、第五十三条第一項、第八十五条第二項、第百二十七条第一項又は第百二十九条第一項の規定による参加（これらの規定を同法第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の申出（申立人として参加するものを除く。）の規定による参加（三九の項に掲げる参加の場合に限る。）の申出（申立人として参加するものを除く。）
千円	一個の債権につき千円		五百円

二千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千七百円）

(ハ)　仲裁法第四十五条第二項、第四十四条第二項又は第四十六条第二項の規定による裁判所の判断の在管官るは停処の土立をし申者理の申執止分許でて家求の立のに裁立行　に可な　事申て財関判て処開対をい特る立　産すに　分始す求者別件申て遺のる対受の若るめを代手立又産管処す命取し異る手理続てはの理分る裁消く議申続人法義管にの異判しはの立代のの務理関取議官を続申て理選規のにす消の若命行立　人任定履関るし申しずをて裁にのに行す処の立くる命　判選申よをる分申ては裁じ強所任立る命処の立　受判　制書すて忌ず分取て財託を若執記る　避るの消　産裁求し行官こ弁の審取し不の判めくののと護申

ロ　競のし担て第項規当行対の物同にし第書第定異の保最立出十官第る項しく項所官第の一をは第のの理の売申く保　三の定要のす手の法よの一等百に議規全高てを八の六申のくはのにの四申条命続三申付人申執の立は不同項規に求手る続引第る申項の十よの定処価　し条処十立規は同規対処十立第ず行項立与の立行開て同動法若定よ　続執に渡百船立の引五る申に分買同たの分四て定変条定す分九て二るをのての選て裁始又条産第しくる同に行お命二舶て規渡条不立よの受法差二に条　に更第にるに条　項裁命規　申任　判のは第競百よ申法お異け令十の　定命第動てる申申第押第対第同よの五よ配対第同の判じ定同立の民所許同四売八は第立六裁申判立第の第る申の引法所　若七者の異の六代て規却求異の四にめしる三関を行行可法項の十申て百るの裁申条行法よの項の同判て人十権項る項第地立の売要る項第定求若よ第に可執執の第の開七立　六裁申判立第の第る申の引法所　若七者の異の六代て規却求異の四にめしる三関を行行申百規始条項　法七所て書　項可十制て定命八記法く第た定の定二の同にた同の定七る申は制六るめ第分立九定決第の同第条書　記少のを八競　に令十官第は一めに申に条代法よめ法申に条特立執執条処る十に十に定一規法百の記少官額規求条売同よの三の七買項のよ立よ第払第るの第立よ第別て行行第分申三対条よ前項規定第七十官額の訴定め第の法る申条処十受の保るてる三の五そ保五てる四代　処の一に立条す第るののに百十五に訴執訟にる一手第船立第分八人規全買　裁項許十の全十　裁項理同分停項対て第る二そ保規に百十五に訴執訟にる一手第船立第分八人規全買　裁項許十の全十　裁項理同分停項対て第る項の全定よ七二第対訟行債よ申項続百船て一に条の定処受同判若可六取処五執判若人法の止若す　一執の取処にる十条三す債処権る立のの十国　項対第たに分け法所しを条消分条行所しの第取若しる執項行動消分よ申五第項る権分執差て規取七籍同のす七めよのの第書く求第し若第裁書く選四消しく異行の異産し若る立条二の配執に行押　定消条証法規る項のる申申六記はめ一若し一判記は任十しくは議文代議